令和４年６月２０日

保護者の皆様

杉並区立東原中学校
校長　小松　進一

「杉並区立学校感染症対策と学校運営に関するガイドライン（令和４年度）」
に基づく本校の対応について

梅雨の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素から本校の教育活動につきまして、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

本校においては、「杉並区学校感染症対策と学校運営に関するガイドライン（令和４年度）」（以下、「本ガイドライン」という。）に基づき、感染症対策を徹底して行うとともに、区内の感染状況を踏まえた上で教育活動を進めているところです。

こうした中、文部科学省及び杉並区教育委員会から夏季における児童生徒のマスクの着用について通知があり、特に熱中症のリスクが高くなる夏季におけるマスクの着用の考え方が示されました。本校では、この通知を受け、改めて、本ガイドラインに基づき、下記のとおり対応してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

１　学校運営の基本方針

基本的な感染症対策を徹底しながら学校運営を継続する。

２　生徒に対する指導

(1)　基本的な感染症予防策の徹底

○毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は家庭で休養）を実施する。

○三密（密閉・密集・密接）の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）を徹底する。

★飛沫感染防止の更なる徹底を図るため、不織布マスクの着用を推奨する。

○登校時の健康チェックを実施する。

（登校前に検温、教室に入る前に健康チェックカード又は非接触型体温計等で再確認）

○定期的に窓開けによる換気を行う（廊下は常時）。

○校内に液体石けん等や手指消毒剤を設置する。

○日常的な校内清掃については実施するが、教室やトイレなど、生徒が利用する場所のうち、特に多くの生徒が手を触れる箇所（ドアノブや取手、手すり、スイッチ等）は１日１回以上消毒液を使用して清掃する（用務業務業者に依頼）。

○夏季の登下校時は、熱中症のリスクが高いことが想定されることから、熱中症対策を優先し、マスクを外すよう指導する（マスクの着用を希望する生徒は、着用を可とする）。

(2)　学習活動について

○基本的な感染症対策を講じ、授業形態を工夫して実施する（特に以下の場合）。

・多人数の生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習

・美術科及び技術･家庭科における近距離での多人数の共同制作、鑑賞及び調理実習

・保健体育科における身体接触を伴う活動、密集する運動

・室内で、近距離で行う合唱及び管楽器演奏　・身体的距離が確保できないグループ活動

※保健体育科の校庭や体育館等で行う指導は、離れるよう指導することを前提に、身体へのリスクを考慮して、マスクを外すよう指導する（マスクの着用を希望する生徒は、着用を可とする）。

※保健体育科の水泳指導は、学習中、生徒はマスクを外し、会話や発声を控えるよう指導する。
※昼休みの校庭や体育館での休憩の際は、一定の身体的距離を確保し、マスクを外すよう指導する（マスクの着用を希望する生徒は、着用を可とする）。

(3)　部活動について

○基本的な感染症対策を講じ、工夫して実施する。特に運動部活動については、マスクを外して実施する。ただし、接触を伴う活動を行う場合には、各競技団体が作成するガイドライン等を確認して実施する。

○部活動前後での集団での飲食や移動時、大会等の参加に当たっての開会式・表彰式等への出席時、休憩スペース・会議室・洗面所等の利用時等は、マスクの着用を含めた感染症対策を徹底する。

(4)　学校行事等について

○生徒等が学年を超えて一堂に集まって行う行事及び校外学習は、基本的な感染症対策を講じ、工夫して実施する。

○宿泊を伴う校外学習（修学旅行・スキー移動教室）は、現在のところ実施予定ではあるが、感染状況の変化や受入先の確保が難しい場合は中止あるいは延期を検討する。

○ＰＴＡ活動実施の際は、基本的な感染症対策を講じ、オンラインを活用するなど工夫して実施するよう依頼する。

(5)　学校給食について

○生徒が対面する喫食形態を避け、会話を控えさせる。マスクは喫食直前に外し、清潔なビニールや布等に保管し食後はすぐに装着するよう指導する。

３　家庭における感染症対策の依頼（家庭に持ち込まない行動を意識してください）

ア　感染拡大防止のため、手洗い、咳エチケット（マスクの着用）の励行に努めるとともに、毎朝の検温等の健康観察を行うようご協力ください。

イ　外出する場合は、「三密」を避け、外出先でも、手洗い、咳エチケット（マスクの着用）を励行して感染防止に努めてください。

ウ　体調が悪い方、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方との会食は極力控えてください。

エ　生徒が発熱等の風邪症状が見られるときは、無理をせず自宅で休養するとともに、かかりつけ医へ相談の上、遅延なく学校に連絡してください。

オ　同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合は、まず、かかりつけ医へ相談してください。かかりつけ医がいない場合は、「杉並区受診・相談センター」へ相談してください。同居家族が、発熱等の風邪症状や濃厚接触者となったことによりＰＣＲ検査等を受ける場合は、生徒に無理をさせず休養し、検査の結果が「陰性」と判明するまでは登校を控え、学校に連絡してください。また、同居家族が臨床診断により感染者と診断され、当該生徒が濃厚接触者と特定された場合は、医療機関・保健所等が指示する健康観察期間は登校を控え、遅延なく学校に連絡してください。

①　杉並区受診･相談センター（電話０５０－３６６５－７９７９）9:00～17:00･土日祝日含む毎日
②　東京都発熱相談センター（電話０３－５３２０－４５９２）24 時間・土日祝日含む毎日
（電話０３－６２５８－５７８０）24 時間・土日祝日含む毎日

※エ、オの場合、「欠席」とせずに「出席停止」の措置をとります。

【問い合わせ先】　　東原中学校 副校長　関野　純一
電話 03-3390-0148